平成２５年（フ）第７６号
宮城県加美郡加美町宮崎字東町56番地４
債務者　大累　公子
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
茨城県日立市小木津町815番地
債務者　小川　　斉
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６３号
茨城県日立市小木津町815番地
債務者　小川　清美
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６５号
茨城県日立市日高町３丁目30番19号
債務者　栗田　　誠
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６６号
茨城県日立市田尻町４丁目33番５―203号
債務者　栗田　章子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７０号
茨城県日立市西成沢町３丁目12番16―105号
債務者　蛭田　　司
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第７２号
茨城県高萩市大字安良川2180番地の５
債務者　水野谷和代
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第８０号
茨城県日立市弁天町１丁目11番10号
債務者　木下　信一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第２２５号
新潟市江南区曽野木１丁目40番16号
債務者　深澤　雄一
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３１号
新潟市西区小針西１丁目12番33号　マーヤ小針西101
債務者　田邊　美香
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３９号
新潟市北区かぶとやま１丁目７番地16
債務者　坂田フサ子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４４号
新潟市中央区窪田町４丁目243番地１　市営住宅48号
債務者　西山　優子
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４６号
新潟市中央区京王３丁目15番24号
債務者　坂爪英里奈
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５６号
新潟市西区内野山手１丁目５番15号　ハイツ・あかね203号
債務者　川口　　恵
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７１号
新潟市北区下早通29番地３　クラールさくら103号、前住所新潟県新発田市豊町２丁目17番７号
債務者　坂井　　歩
1　決定年月日時　平成25年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３４２号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目１番12―604号
債務者　清川　美歩
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４８号
兵庫県尼崎市玄番北之町19番地　スマイル玄番北之町201号、前住所大阪市中央区上汐２丁目５番22号　富士ビルディング501
債務者　梶ケ山育美
1　決定年月日時　平成25年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係